

外部研修実施機関等による研修・トレーニングコース実施基準

2005年12月16日制定

2006年3月3日改定

2006年6月10日改定

2007年4月3日改定

2008年1月28日改定

2010年6月10日改定

2012年2月20日改定

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が運営する公認情報セキュリティ監査人資格制度（以下、「資格制度」という）の研修・トレーニングコースを協会外の研修機関、一般企業又は団体（以下「外部研修実施機関等」という）にて実施する場合の基準を定めることを目的とする。

第2条（外部研修実施機関等の役割）

1. 外部研修実施機関等は、自らが主催する協会認定研修及び協会認定トレーニングの申込者管理を行う。外部研修実施機関等は、協会の定める体系にて、研修・トレーニング申込者（以下、「申込者」という）に対して申込番号を付与し、申込者に対して通知する。
2. 外部研修実施機関等は、協会の提供する協会認定研修及び協会認定トレーニングの教材（以下、「教材」という）を協会認定研修及び協会認定トレーニングにて使用する。なお、協会の提供する教材は最低限実施しなければならないものであり、講師の裁量により追加することを妨げない。
3. 外部研修実施機関等は、予め協会が定めた様式により、研修修了試験、トレーニング修了試験、再試験、研修・トレーニング修了判定（以下、「修了判定」という）及び申込者への通知を実施するのに必要な範囲で研修・トレーニング申込者の情報を協会に提出する。協会に提供する個人情報については、外部研修機関等が申込者に対して予め提供の同意を得ることとする。
4. 外部研修実施機関等は、研修修了試験、トレーニング修了試験及び再試験が円滑かつ公平に実施されるための環境及び会場を提供する。
5. 外部研修実施機関等は、協会の研修及びトレーニングの修了判定に従い、研修・トレ

ーニング受講者（以下、「受講者」という）に対して結果を通知する。

6. 外部研修実施機関等は、修了判定を得られなかった受講者を対象に研修修了試験及びトレーニング修了試験の再試験を実施する。

第3条（協会の役割）

1. 協会は、講師育成プログラムを実施し、協会認定研修・トレーニング講師を育成する。
2. 協会は、教材を制作する。
3. 協会は、外部研修実施機関等が適切な研修・トレーニングが行われるように管理監督する。
4. 協会は、研修修了試験及びトレーニング修了試験の運営を外部研修実施機関等に委託することができる。
5. 協会は、研修修了試験及びトレーニング修了試験の採点を実施して、研修・トレーニングの修了判定を行い、外部研修実施機関等に研修・トレーニングの修了判定を連絡する。
6. 協会は、研修修了試験及びトレーニング修了試験の再試験についても採点と修了判定を行い、その修了判定結果を外部研修実施機関等に連絡する。

第4条（研修トレーニングコース認定基準への準拠）

1. 外部研修実施機関等は、自らが主催する協会認定研修及び協会認定トレーニングを実施する場合に、研修・トレーニングコース認定基準 第3条（協会認定研修への要求事項）及び第4条（協会認定トレーニングへの要求事項）に定めた要求事項を満たさなければならない。
2. 外部研修実施機関等は、協会認定研修及び協会認定トレーニングを実施する場合に、研修・トレーニングコース認定基準 第5条（受講者アンケート）にて定める受講者アンケートを使用し、結果を協会に報告する。受講者アンケートの結果、協会が要観察と判断した講師については、協会の指示に従い、再育成を図らなければならない。
3. 外部研修実施機関等が、協会認定研修及び協会認定トレーニングを実施する場合は、研修・トレーニングコース認定基準 第6条（講師体制）に定める講師体制にて実施する。

第5条（コースの承認）

1. 外部研修実施機関等は研修・トレーニングコースの実実施計画として、以下の事項を、研修トレーニング開催日の1ヶ月前までに申請し、協会の承認を受けるものとする。
 - (1) 協会認定研修コース、および協会認定研修・トレーニングコースの別
 - (2) 開催日時
 - (3) 講師氏名、および講師番号
 - (4) 研修トレーニング会場の所在地、見取り図、会場内の受講者の配置
 - (5) 定員（受講者募集人数の上限）
2. 第1項中の「研修トレーニング会場」について、協会の求めがある場合、外部研修実施機関等はその求めに応じて視察を受忍しなければならない。
3. 実施計画に変更が生じた場合には、外部研修実施機関等は速やかに変更内容を協会に申請し、承認を受けなければならない。

第6条（外部研修実施機関等の費用）

1. 外部研修実施機関等が研修・トレーニングを行おうとするときは、協会に対し契約金として金500,000円（消費税別）を支払う。
2. 外部研修機関等は、協会に対し第1項の契約金の他、以下の制度運営費及び教材費を協会に支払う。ただし、これらの金額は、以下の事由を勘案の上、外部研修実施機関等と協会との間で協議の上、変更することができる。
 - (1) コースの開催日数の延長、短縮（研修・トレーニングコース認定基準第3条4項のただし書き、及び第4条4項のただし書きの事由により、日数の延長、もしくは短縮がなされる場合）
 - (2) 受講者人数の多寡
 - (3) 当協会会員、学生層等、特定受講者層への受講料割引の実施
 - (4) その他諸般の事情

	制度運営費 (消費税別)	教材費 (消費税別)
協会認定研修コース（2日間）	28,600円	4,800円
協会認定研修トレーニング（3日間）	66,700円	9,600円

3. 外部研修機関等は協会の代行として、受講者1名につき、以下の試験料を徴収し、上記2項と併せて支払う。

	試験料（消費税別）
研修修了試験	4,800 円
トレーニング修了試験	9,600 円
監査経験確認試験	9,600 円

第7条（規程の変更）

本規程の改定は資格認定委員会の議決による。

第8条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認定委員会において別途定める。

附則

本規程は、2005年12月16日に制定し、2006年4月1日より適用する。

本規程は、2006年6月10日より改定し、2006年6月11日より適用する。

本規定は、2007年4月3日に改定し、2007年5月1日より適用する。

本規定は、2008年1月28日に改定し、同日より適用する。

本規定は、2010年6月10日に改定し、同日より適用する。

本規定は、2012年2月20日に改定し、2012年4月1日より適用する。